

平成 29 年度 兵庫の福祉医療

< 目 次 >

○ 平成 29 年度福祉医療の概況

1 福祉医療制度の概要

(1) 高齢期移行（老人医療費）助成事業	1
(2) 重度障害者医療費助成事業	1
(3) 乳幼児等医療費助成事業	1
(4) 母子家庭等医療費給付事業	2
(5) 高齢重度障害者医療費助成事業	3
(6) こども医療費助成事業	3
(7) 市町単独事業の実施状況	3

2 福祉医療の動向

(1) 高齢期移行（老人医療）	4
(2) 重度障害者医療	4
(3) 乳幼児等医療	4
(4) 母子家庭等医療	5
(5) 高齢重度障害者医療	5
(6) こども医療	5

○ 統計表 （別途 Excel ファイル・兵庫の福祉医療（データ））

福 祉 医 療

1 福祉医療制度の概要

(1) 高齢期移行（老人医療費）助成事業

65歳から69歳のうち、所得あるいは身体的理由等で自立できない特別な配慮が必要な者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

老人医療費助成事業を廃止（平成29年6月末）し、平成29年7月に創設した。

ウ 要件

（区分Ⅰ）市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない者

（年金収入80万円以下かつ所得なし）

（区分Ⅱ）市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ日常生活動作が自立していないとされている者（要介護2以上）

エ 一部負担金

定率2割（経過措置として、昭和24年6月30日以前生まれで区分Ⅰに該当する者は1割）

(2) 重度障害者医療費助成事業

重度障害者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

・身体障害者手帳1～2級該当者又は重度の知的障害者を対象に昭和48年8月1日に発足した。

・平成17年7月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の一般医療を対象とし、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

エ 一部負担金

外来：1保険医療機関等あたり1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで

入院：定率1割（負担限度額：1保険医療機関あたり月額2,400円 低所得者は月額1,600円）

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(3) 乳幼児等医療費助成事業

乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

1歳未満児について、医療費の自己負担額5,000円を超えるものを対象に昭和48年8月1日に発足し、昭和49年8月1日には5,000円の限度額を廃止し、全額公費負担とした。

- ・平成4年7月1日から、1歳未満児について所得制限を廃止した。
- ・平成6年7月1日から、3歳未満児にまで対象者を拡大した。
- ・平成11年7月1日から、入院について6歳未満児まで対象者を拡大した。
- ・平成13年7月1日から、通院について1割負担（上限5,000円/月）を導入の上、6歳未満児まで対象者を拡大した。
- ・平成14年7月1日から、入院・通院とも義務教育就学前にまで対象者を拡大した。
- ・平成17年7月1日から、通院の一部負担金を定額制とした。
- ・平成18年4月1日から、所得制限を緩和した。
- ・平成19年4月1日から、入院・通院とも小学3年生まで拡大した。

ウ 所得制限

0歳児 所得制限なし

エ 1歳児～小学3年生 世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満
一部負担金

外来：1保険医療機関等あたり1日800円（低所得者は600円）を限度に月2回まで

入院：定率1割（負担限度額：1保険医療機関あたり月額3,200円 低所得者は月額2,400円）

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(4) 母子家庭等医療費給付事業

母子家庭等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/3～2/3）

イ 制度の推移

- ・母子家庭を対象に昭和54年7月1日に発足し、平成4年7月1日には父子家庭、遺児も対象とした。
- ・平成17年7月1日から、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

児童扶養手当法による児童扶養手当支給制度（全部支給基準）と同じ

エ 一部負担金

外来：1保険医療機関等あたり1日800円（低所得者は400円）を限度に月2回まで

入院：定率1割（負担限度額：1保険医療機関あたり月額3,200円 低所得者は月額1,600円）

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(5) 高齢重度障害者医療費助成事業

高齢に加えて、重度の障害をもつ者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療の受診に伴う自己負担相当額から一部負担金額を控除した額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率 1/2）

イ 制度の推移

- ・老人保健制度の受給者で身体障害者手帳1～2級該当者又は重度の知的障害者を対象に昭和58年2月1日に発足した。
- ・平成17年7月1日から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の一般医療を対象とし、一部負担金を導入した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

エ 一部負担金

外来：1保険医療機関等あたり1日600円（低所得者は400円）を限度に月2回まで。

入院：定率1割（負担限度額：1保険医療機関あたり月額2,400円 低所得者は月額1,600円）

3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は負担無し

(6) こども医療費助成事業

こどもの疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担相当額の1/3の額を公費で負担する制度である。

ア 実施主体 市、町（県補助率：入院10/10、通院1/2）

イ 制度の推移

- ・小学4年生から中学3年生のこどもについて、入院医療費を対象に平成22年4月1日に発足した。
- ・平成23年10月1日から、対象医療を小学4年生から小学6年生の通院医療費にも拡大した。
- ・平成25年7月1日から、対象医療を中学生の通院医療費にも拡大するとともに、助成を現物給付化した。

ウ 所得制限

世帯の市町村民税所得割税額の合計が23.5万円未満

(7) 市町単独事業の実施状況（第7表）

2 福祉医療の動向

(1) 高齢期移行（老人医療）

高齢期移行（老人医療）の動向は表－1のとおりで、平成29年度の受給対象者は17,447人である。医療費は94億円、公費負担額は9億円、1人当たり医療費は537,164円である。

表－1 高齢期移行（老人医療）の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
25	19,784	10,675,338	1,261,815	539,592
26	19,103	10,598,264	1,181,945	554,793
27	20,074	12,135,164	1,190,288	605,534
28	19,852	11,025,044	1,063,314	555,362
29	17,447	9,371,898	865,531	537,164

(2) 重度障害者医療

重度障害者医療の動向は表－2のとおりで、平成29年度の受給対象者は43,951人である。医療費は614億円、公費負担額は68億円、1人当たり医療費は1,397,161円である。

表－2 重度障害者医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
25	46,996	62,218,041	7,175,900	1,323,904
26	46,206	61,860,689	6,979,182	1,338,805
27	45,041	62,042,270	6,857,735	1,377,465
28	44,465	61,128,720	6,767,561	1,374,760
29	43,951	61,406,616	6,766,294	1,397,161

(3) 乳幼児等医療

乳幼児等医療の動向は表－3のとおりで、平成29年度の受給対象者は368,798人である。医療費は617億円、公費負担額は65億円、1人当たり医療費は167,268円である。

表－3 乳幼児等医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1人当たり 医療費(円)
25	385,381	59,367,681	6,103,521	154,049
26	384,024	60,566,545	6,417,039	157,716
27	380,209	62,158,786	6,615,821	163,486
28	373,998	61,396,907	6,557,543	164,164
29	368,798	61,688,193	6,543,050	167,268

(4) 母子家庭等医療

母子家庭等医療の動向は表－４のとおりで、平成 29 年度の受給対象者は 31,331 人である。医療費は 52 億円、公費負担額は 10 億円、1 人当たり医療費は 164,823 円である。

表－４ 母子家庭等医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1 人当たり 医療費(円)
25	95,240	11,557,184	2,386,563	121,349
26	62,897	8,512,222	1,751,806	135,337
27	42,417	6,413,829	1,290,076	151,208
28	37,392	5,680,992	1,160,837	151,931
29	31,331	5,164,057	1,046,376	164,823

(5) 高齢重度障害者医療

高齢重度障害者医療の動向は表－５のとおりで、平成 29 年度の受給対象者は 51,871 人である。医療費は 1,072 億円、公費負担額は 37 億円、1 人当たり医療費は 2,066,294 円である。

表－５ 高齢重度障害者医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1 人当たり 医療費(円)
25	51,252	99,066,795	3,666,540	1,932,931
26	51,637	101,054,667	3,565,123	1,957,028
27	51,571	103,468,060	3,703,137	2,006,323
28	51,696	103,943,977	3,663,342	2,010,677
29	51,871	107,180,749	3,666,222	2,066,294

(6) こども医療

こども医療の動向は表－６のとおりで、平成 29 年度の受給対象者は 221,482 人である。医療費は 204 億円、公費負担額は 19 億円、1 人当たり医療費は 92,313 円である。

表－６ こども医療の動向

年度	受給対象者 (人)	医療費 (千円)	公費負担額 (千円)	1 人当たり 医療費(円)
25	179,854	10,287,435	1,005,667	57,199
26	222,695	16,589,603	1,508,042	74,495
27	225,451	18,886,870	1,677,992	83,774
28	222,414	19,636,267	1,781,359	88,287
29	221,482	20,445,706	1,859,841	92,313

※平成 25 年度は通院のみを計上。

※平成 25 年 7 月から通院の対象を拡大（中学生まで）。